

小平市立学校版  
感染症予防ガイドライン  
(新型コロナウイルス感染症)

小平市教育委員会  
令和2年6月1日版

～本ガイドラインについて～

本ガイドラインは、国からの学校再開ガイドラインを踏まえ、小平市教育委員会として、学校運営上取るべき感染症リスクを低減するための指針を示すものです。

本指針は、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する場合がありますので留意ください。また、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～『学校の新しい生活様式』～」(令和2年5月22日 文部科学省)を校内において確認いただきますようお願いします。

## 感染症対策に関する基本的な考え方

教育活動の再開に当たっては、学校において、以下4つの対策を含め、児童・生徒及び教職員の感染リスクを可能な限り低減することが重要である。

- 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底
- 学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備
- 日頃の連絡体制を確認しておくこと
- 集団感染のリスクが高い、以下の3つの条件が同時に重なることを徹底的に回避
  - ①換気の悪い密閉空間
  - ②多くの人々が密集
  - ③近距離での会話や発声

また、特定の地域におけるクラスターの発生状況や都内の患者の発生状況等によっては、一部又は全ての学校において休業措置を行う場合がある。

## I 学校運営編

### 1 感染症予防策の徹底（国ガイドライン別添1のP1～4）

#### （1）児童・生徒

ア 学校は、児童・生徒に対し、手洗い（登校時や給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用後など）、咳エチケット（ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆う、マスクの着用など）の励行について指導すること。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用しないように指導すること。

※ 手作りマスクの作成方法（子どもの学び応援サイト等、文部科学省）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/mext\\_00460.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html)

※ 布製マスク洗い方の動画（経済産業省、厚生労働省）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319009/20200319009.html>

イ 児童・生徒（及び保護者）には、毎朝、自宅で検温するよう指示するとともに、発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導すること（児童・生徒等には、健康観察表を配付し、毎日記入・提出を求めること。）

ウ 登校前に確認できなかった児童生徒等については、保健室等での検温及び風邪症状の確認をすること。

エ 特別支援学級のバスやあゆみ教室へ公共交通機関を使用時の通学時には、乗り物での会話を控えるなど、飛沫感染の防止に努めること。

#### （2）教職員等（外部人材含む。）

ア 教職員等は、児童・生徒と接することから、手洗い、咳エチケットの励行や健康管理等の感染症対策を一層、徹底すること。

イ 校長は、教職員等に毎朝自宅で検温を行わせ、適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安がある教職員等には無理な出勤を避けるように積極的に促し、発熱等の風邪の症状がみられるときは自宅で休養させるなど、適切な措置を確実に講じること。

#### （3）校内環境

ア 校内に石けんや消毒用アルコールを設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備すること。

イ 適切な環境保持のため、気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を同時に開けて行うようにし、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めること。なお、エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気を行うこと。

（別添「清掃チェックリスト」の活用により実施状況を管理する。）

ウ 教室やトイレなど児童・生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つこと。また、感染の要因の一つに、物品の共用による接触感染

がある。用具や物品の共用を避けることができれば避けるようにするが、共用を避けるのが難しいものについては、使用後手洗いをするように指導すること。

## 2 教育活動上の留意点

教育活動を行う際は、学校全体への感染症の拡大を防止するため、学級を超えた活動は避けること。

### (1) 集会（朝礼）

放送設備等を活用し、各教室で実施する。

### (2) 感染症対策に留意した各教科等の指導（国ガイドライン別添1のP8）

ア 授業中、教員は飛沫防止のためマスクを着用する。

イ 学校教育活動においては、通常マスクを着用する。ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外す。その際は、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮を行う。また、体育の授業におけるマスクの着用は必要ないが、児童・生徒間の距離を2m以上確保するとともにランニング及び同じ方向に動く場合は、更に長い距離を確保する。

ウ 感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い一部の実技指導などについては、年間授業計画を見直し、指導の順序を変更する等の工夫を行う。

（例）

- ・体育における身体接触を伴う活動（複数による準備運動やスポーツなど）は行わず、児童・生徒の体力や健康状況を考慮し、基本的な技能や体カトレーニングを行う。

なお、体育館や武道棟で実施する場合は十分な換気を行う。

- ・運動不足となっている児童生徒もいると考えられるため、当面、体育の授業開始時には準備運動を十分に行う。

- ・可能な限り授業を屋外で実施したり、児童生徒が集合・整列する場面を避けるなどの工夫をするとともに、用具を使用する前に消毒したり、授業の前後の手洗いを徹底する。

- ・音楽においては、歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動は行わない。

- ・家庭においては、調理実習は実施しない。

エ 授業中、児童・生徒等が体調不良を訴えた場合は、速やかに保健室等に移動させるとともに、保護者に連絡した上で、下校させる。

### (3) 学校給食及び昼食（国ガイドライン別添1のP9）

ア 配膳の際は、児童生徒等が間隔を空けて並ぶなどの工夫を行う。

イ 児童生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話を控えさせる。

ウ 特別支援学級においては、配膳を行う教職員は消毒を徹底し、家庭から持参している自助具等の消毒を確実に行う。

エ 給食当番はもとより、児童生徒全員が食事の前の手洗いを徹底する。

(4) 休憩時間 (国ガイドライン別添1のP4)

ア 教室等の窓は開放し、十分な換気を行う。

イ 特別教室やグラウンド等での活動後、また、トイレ使用後などに、手洗いを徹底する。

(5) 部活動 (国ガイドライン別添1のP9)

部活動の実施に当たっては、3つの条件が重ならないよう、実施内容や方法を工夫する。部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握する。

生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させるとともに、部室等の利用に当たっては、短時間の利用としたり一斉に利用しないなどに留意するよう指導する。また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。

ア 運動不足になっている生徒もいると考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、生徒の怪我防止には十分に留意すること。

イ 生徒が密集する活動や生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発生したりする活動については、地域の感染状況を踏まえ、安全な実施が困難である場合、当面の間、密集せずに距離を取って行うことができる活動に替えるなどの工夫をすること。

ウ 定期演奏会、展覧会等、不特定多数の参加者が見込まれる活動は、延期又は中止する。

エ 更衣室や教室を使用する際は、定期的に換気するとともに短時間の利用とし、生徒が密集した状態とならないよう工夫する。

オ 生徒の健康・安全の確保のため、教員や部活動指導員が、地域の感染状況や生徒の体力、健康状況を考慮し、実施内容や方法を工夫する。

カ 基本的な技能や体カトレーニングとし、身体接触を伴う活動、飛沫感染のおそれのある活動は行わない。

キ 部活動で使用する用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしない。

ク 体育館や教室など屋内で実施する部活動については、その場所のドアを広く開け、こまめな換気や消毒の使用など、感染拡大防止のための防護措置等を実施する。

ケ 活動時間や休養日については、「小平市立学校に係る運動部活動の方針」や「小平市立学校に係る文化部活動の方針」に準拠すること。その際、感染の拡大防止の

観点からも、より短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組む。

コ 地域の感染状況等を考慮した上で、各部活動の意義や目的に照らし、各種大会への参加の必要性を判断する。仮に、大会に参加する場合は、学校として責任を持って、会場への移動時や、会場での更衣室や会議室の利用時など、大会におけるスポーツ・文化活動以外の場面も含め、生徒、教員等の感染防止対策を講じることが必要である。

また、対外試合についても、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教員のみでこれらの実施を決定するのではなく、学校として責任を持って実施の必要性を判断するとともに、仮に実施する場合は、大会参加と同様に感染防止対策を講じること。

#### (6) 生徒会活動

ア 委員会活動は、活動内容や協議事項を精選し、短時間で行えるように工夫する。

イ 生徒総会は、放送設備等を活用し、各教室で実施する。

#### (7) 学校行事（国ガイドライン別添1のP8）

ア 以下の学校行事や取組等は、中止する。

運動会、体育大会、陸上競技大会、音楽会、連合音楽会、学芸会、展覧会、学習発表会、合唱コンクール（中学校）、音楽鑑賞教室、演劇鑑賞教室、職場体験（中学校）

イ 以下の学校行事や取組等は、9月以降に延期して実施するよう計画する。

移動教室、修学旅行、スキー教室、宿泊学習

ウ 以下の学校行事や取組等は、公共交通機関（電車や乗合いバス）を利用するものは中止とする。徒歩で移動するものや貸切バスを利用するものは、9月以降に延期して実施するよう計画する。

遠足、社会科見学、理科見学、生活科見学、校外学習

エ 以下の学校行事や取組等は、中止または2学期以降に延期して、「3つの条件」(①換気の悪い密閉空間、②人が密集、③近距離での会話等)が重なる場を避けるよう実施方法を工夫する。

薬物乱用防止教室、交通安全教室、セーフティ教室、対面式、1年生を迎える会、離任式、全校児童・生徒による朝礼、学年集会 ほか

オ 避難訓練は、6月以降、年間9回実施する。実施に当たっては、感染状況や学校の実情に応じて実施方法の変更を検討する。(引き渡し訓練の実施については、別途通知する。)

<例①>学級または学年ごとに時間差をつけながら、避難場所までの避難行動をとる。(早い時期に実施することが望ましい。)

<例②>授業場所において初期行動のみ行い、その後、放送にて校長、生活指導主任等による講話を実施する。

カ 学校公開は、全て中止とする。随時、学校ホームページ等を活用して、学校の教育活動について発信する。なお、保護者からの個別の授業参観に関する要望等には、感染症予防を踏まえて可能な範囲で対応する。

キ 学校医による定期健康診断は、夏季休業終了後に実施する。

ク 水泳指導（学期中の指導、夏季水泳指導を含め全ての学校プール施設の利用）は中止とし、以下の内容を教室等で指導する。

水泳の事故防止に関する心得について指導する。その際、保健領域（分野）の応急手当との関連を図るなど指導を工夫する。
--

#### （８）保護者会、学校経営協議会等

ア 当日説明する内容などを文書等であらかじめ保護者、関係者等に伝え、短時間で開催する。

イ 開催の際は、会場当たりの参加人数に配慮し、座席の間隔を空け、十分な換気を行う。

ウ 保護者会は、当面の間、学級単位の会のみの実施とする。（学年保護者会は中止とする。）

#### （９）下校指導

下校の際は、速やかに自宅等に帰り、不要不急の外出を行わないよう指導する。

### 3 登校の判断（国ガイドライン別添１のP４、５）

#### （１）医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等について

ア 医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。

イ 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をする。

ウ 登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

#### （２）海外から帰国した児童生徒等について

ア 国や地域を問わず、留学等から帰国した生徒については、帰国後２週間は本人又は保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在するよう要請する。

なお、留学先によっては、日本に帰国した後、検疫所長の指定する場所で１４日間待機、公共交通機関の使用自粛要請等もあり得る。

イ これらの場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第１９条による出席停止」又は

「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

(3) 感染症の予防上、保護者が児童生徒等を出席させなかった場合について

新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、保護者が児童生徒等を出席させなかった場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

(4) 風邪症状や発熱等が見られ、出席しなかった場合

後日保護者に登校届様式を提出してもらい、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

#### 4 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処

(国ガイドライン別添1のP6)

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染者の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、このような偏見や差別が生じないように、発達の段階に応じた指導を行う。

#### 5 年間行事計画等の見直し (国ガイドライン別添1のP7、8)

- ア 前学年3月分を含めた今年度の指導事項を、今年度中に全ての学年の児童・生徒が履修できるようにする。
- イ 6月までの授業時数の減少分並びに夏季休業日の短縮、学校行事の中止及び土曜授業日の追加設定による授業時数の増加分を踏まえ、標準授業時数の85パーセントの授業時数を目安として確保する。
- ウ 確保した授業時数の中で、各教科等の指導事項を全て扱うことができるように指導計画を作成する。

#### 6 特別支援学級における留意点 (国ガイドライン別添1のP1～5、9)

(1) スクールバスについて

- ア 運送契約に基づき、通常通りの運行とする。
- イ 毎朝の児童・生徒の検温を必ず行い、連絡帳への記入を徹底するよう保護者に依頼すること。
- ウ 発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養し、バスに乗車することのないよう、保護者への指導を徹底すること。

エ スクールバス乗車前後は、十分な換気を行うとともに、車内室温にも留意すること。

オ バス事業者には別途、小平市教育委員会から、感染予防に係る取組について通知する。

## 7 教職員の健康管理（国ガイドライン別添1のP1～4）

（1）毎朝自宅で検温し、風邪症状を確認の上、出勤時に「健康チェック表」に体温等を記入すること。学校において「健康チェック表」を、出退勤カードシステムのそば等に常備し、出勤時に記入できるようにしておくこと。

管理職は、毎日、別添「健康チェック表」の記載内容を確認し、3週間は保管すること。

（2）風邪の症状がみられるときには、決して無理せず自宅で休養すること。

出勤後に発熱等体調が悪くなった場合は、すぐに管理職に報告し帰宅することとし、公共交通機関を使う場合は、マスク等を装着し、できる限り人と近距離で接触しないよう注意すること。

（3）教員が感染者又は濃厚接触者となった場合を想定した学校運営体制について、検討をしておくこと。

（4）手洗い、咳エチケットを徹底し、近距離での会話や発声が必要な場面では、飛沫をとばさないようマスク等を装着すること。

（5）勤務時間外においても、「3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場」を避けること。家族、同居者等も同様に認識していただき、行動自粛について徹底すること。

## Ⅱ 臨時休業編

### 1 感染者が出た場合（国ガイドライン別添2のP1）

#### （1）児童生徒等の場合

ア 校長は、当該児童生徒等について、治癒するまでの間、出席停止とする。

イ 校長は、学務課及び指導課に報告する。

ウ 小平市教育委員会は、学校保健安全法第20条に基づき、原則として、学校全体について14日間を目安に臨時休業を行う。ただし、衛生主管部局と相談の上、当該児童生徒等の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の実施の有無、規模及び期間について、別途判断する場合がある。

エ 保健所は、当該児童生徒等の通う学校に対する積極的疫学調査により、濃厚接触者を特定し、その者に対して健康観察を行う。

オ 学校は保健所の指示に従い、校内に保管してある消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウムを使用し、当該児童生徒等の行動範囲等を考慮して、校内の消毒を行う。

カ 学校は、プライバシーに配慮した上で、保護者に対して説明文書を配布する。

#### （2）教職員の場合

校長は当該教職員については、治癒するまでの間、休ませる。

なお、以降の対応については、「1（1）児童生徒等の場合」のイからカまでと同様の取扱いとする（教職員においても、感染者と判明した場合、原則として、学校全体について14日間を目安に臨時休業を行うことに留意すること。）。

#### （3）その他

学校保健安全法第20条により臨時休業となった場合に備え、児童生徒等が家庭で学習が進められるよう、事前に問題集やプリント類等の教材の準備を行っていくこと。

### 2 濃厚接触者を把握した場合（同居家族が感染した場合など）

#### （1）児童生徒等の場合

ア 校長は、児童生徒等の同居の家族の中に感染した者がいるなど、当該児童生徒等が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校に知らせるよう、事前に保護者に依頼しておくこと。

イ 校長は、保護者や児童生徒等から濃厚接触者である旨の情報を得た場合は、当該児童生徒等の居住地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該児童生徒等に対して出席停止の措置を行うこと。

ウ 校長は、学務課及び指導課に報告する。

エ この場合、小平市教育委員会は、校長からの報告を受けた際、原則として臨時休業は実施しないが、必要に応じて、保健所の助言等を参考に、実施を検討する場合がある。

オ 学校は、必要に応じて、保健所の指示に従い、他の児童生徒等の健康観察を行う。

カ 学校は、必要に応じて、プライバシーに配慮し、保護者に対して説明文書を配布する。

## (2) 教職員の場合

ア 校長は、教職員が同居する家族の中に感染した者がいるなど、当該教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合には、当該教職員の居住地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該教職員を休ませる。

なお、以降の対応については、「2(1) 児童生徒等の場合」ウからカまでと同様の取扱いとする。

## 3 都内感染者の発生状況を踏まえた措置

特定の地域におけるクラスターの発生状況や都内の患者の発生状況等によっては、一部又は全ての学校において休業措置を行う場合がある。

感染症対策へのご協力をおねがいします

# ！手洗い

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。

**外出先からの帰宅時**や**調理の前後**、**食事前**などこまめに手を洗います。

## 正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのぼすようにこすります。

3



指先・爪の間を念入りにこすります。

4



指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗いします。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

首相官邸  
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



感染症対策へのご協力をおねがいします

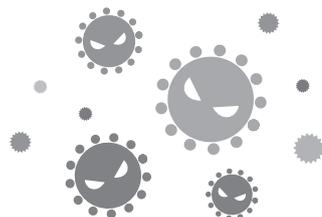
# 咳エチケット

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

## ■ほかの人にうつさないために

くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。次のような咳エチケットを心がけましょう。

- ・**マスク**を着用します。
- ・ティッシュなどで**鼻と口を覆います**。
- ・とっさの時は**袖や上着の内側で覆います**。
- ・周囲の人から**なるべく離れます**。



## 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



マスクを着用する  
(口・鼻を覆う)

マスクがない時  
ティッシュ・ハンカチで  
口・鼻を覆う

とっさの時  
袖で口・鼻を覆う



何もせずに  
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを  
手でおさえる

## 正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を  
確実に覆う

2 ゴムひもを  
耳にかける

3 隙間がないよう  
鼻まで覆う

首相官邸  
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



# ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～

(一般社団法人日本環境感染学会とりまとめを一部改変) 令和2年3月1日版

## 部屋を分けましょう

- ◆ **個室にしましょう。** 食事や寝るときも別室としてください。
  - ・子どもがいる方、部屋数が少ない場合など、部屋を分けられない場合には、少なくとも2m以上の距離を保ったり、仕切りやカーテンなどを設置することをお勧めします。
  - ・寝るときは頭の位置を互い違いになるようにしましょう。
- ◆ **ご本人は極力部屋から出ないようにしましょう。**  
トイレ、バスルームなど共有スペースの利用は最小限にしましょう。

## 感染者のお世話はできるだけ限られた方で。

- ◆ 心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが感染者のお世話をするのは避けてください。

## マスクをつけましょう

- ◆ **使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。**
- ◆ **マスクの表面には触れないようにしてください。** マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外しましょう。
- ◆ **マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗いましょう。**  
(アルコール手指消毒剤でも可)

※マスクが汚れたときは、すぐに新しい清潔な乾燥マスクと交換。

※マスクがないときなどに咳やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆う。

## こまめに手を洗いましょう

- ◆ **こまめに石鹸で手を洗いましょう、アルコール消毒をしましょう。** 洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。

## 換気をしましょう

- ◆ **定期的に換気してください。** 共有スペースや他の部屋も窓を開け放しにするなど換気しましょう。

## 手で触れる共有部分を消毒しましょう

- ◆ **共用部分（ドアの取っ手、ノブ、ベッド柵など）は、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きしましょう。**
  - ・物に付着したウイルスはしばらく生存します。
  - ・家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、使用量の目安に従って薄めて使ってください（目安となる濃度は0.05%です（製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25mlです。））。
- ◆ **トイレや洗面所は、通常の家庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒しましょう。**
  - ・タオル、衣類、食器、箸・スプーンなどは、通常の洗濯や洗浄でかまいません。
  - ・感染者の使用したものを分けて洗う必要はありません。
- ◆ **洗浄前のものを共用しないようにしてください。**
  - ・特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチンなどでは共用しないように注意しましょう。

## 汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう

- ◆ **体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。**
  - ・糞便からウイルスが検出されることがあります。

## ゴミは密閉して捨てましょう

- ◆ **鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨ててください。** その後は直ちに石鹸で手を洗いましょう。

- **ご本人は外出を避けて下さい。**
- **ご家族、同居されている方も熱を測るなど、健康観察をし、不要不急の外出は避け、特に咳や発熱などの症状があるときには、職場などに行かないでください。**



